

平成 30 年度からの障がい者相談支援体制について

1. 大阪市の障がい者相談支援体制について

平成 24 年度より、各区 1 ヶ所ずつ「区障がい者相談支援センター」、市内 1 ヶ所に「基幹相談支援センター」を設置

障がい者を取り巻く環境の変化に対応していくため、身近な地域における相談支援体制を強化

「区障がい者相談支援センター」 → 「区障がい者基幹相談支援センター」
 「大阪市障がい者基幹相談支援センター」 → 「大阪市障がい者相談支援調整事業」
 （大阪市障がい者相談支援研修センター（仮称））

平成 30 年度からの障がい者相談支援体制

①区障がい者基幹相談支援センター

区障がい者相談支援センターを「基幹相談支援センター」として位置づけ、身近な地域における中核的な相談支援機関としての役割を担うため体制強化を図った。

（平成 29 年度まで）

- 障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う（福祉サービスの利用援助、権利擁護など）
- 自立支援協議会の企画・運営等に主体的に参画
- 担当区域内の指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者に対する後方支援
- 障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者からの通報又は届出の受理

（平成 30 年度から）

<対応業務>

- 複合課題に対応するための他施策分野（地域包括支援センター等）との連携強化
- 地域移行のコーディネート業務の追加

<人員配置>

- 配置基準の引き上げ（配置基準の最低人員を 2 名→ 3 名）
- 専門職配置数の引き上げ（3 名区の専門資格者を 1 名→ 2 名）

平成 29 年度まで

支給決定者数	配置基準	うち専門職
0人～599人	2名	1名
600人～1199人	3名	1名
1200人～1799人	4名	2名
1800人以上	5名	3名

平成 30 年度から

支給決定者数	配置基準	うち専門職
0人～1199人	3名	2名
1200人～1799人	4名	2名
1800人以上	5名	3名

区障がい者基幹相談支援センター 業務内容
(1) 障がい者相談支援事業 (2) 専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応 (3) 地域の相談支援体制強化の取組 ①区からの依頼に基づく計画相談支援事業所の選定 ②指定一般・特定相談支援事業所 ③地域の各種相談支援機関（地域包括等）との連携強化の取組 (4) 区地域自立支援協議会の取組 (5) 地域移行の推進に向けた取組 ①障がい者支援施設入所者等に向けた地域生活への移行に関する情報提供 ②障がい者支援施設等からの地域移行支援にかかるコーディネート (6) 権利擁護・虐待の防止のための取組 (7) 障がい者施策等に関する本市からの周知や広報啓発活動への協力

※これまで各区障がい者相談支援センターで実施してきた「住宅入居等支援事業」については、平成 30 年度からは各区障がい者基幹相談支援センターと 9 か所の地域活動支援センター（生活支援型）で実施予定

《平成 30～32 年度の人員配置》

担 当 区 域	必要職員数			有資格者数 (左記の内数)	
	常勤	非常勤	合計	相談支援 専門員	専門資格 取得者
北区・都島区・福島区・此花区・中央区・ 西区・港区・大正区・天王寺区・浪速区・ 西淀川区・東成区・旭区・鶴見区・ 阿倍野区	1 人	2 人	3 人	1 人	2 人
淀川区・生野区・城東区・住之江区・ 東住吉区	1 人	3 人	4 人	1 人	2 人
東淀川区・住吉区・平野区・西成区	1 人	4 人	5 人	1 人	3 人

②障がい者相談支援調整事業（大阪市障がい者相談支援研修センター（仮称））

- ・これまで基幹相談支援センターが担ってきた、区障がい者相談支援センターの統括・後方支援機能を廃止し、「障がい者相談支援調整事業」として相談支援専門員に対する専門的研修業務など、集約して行うことが効果的な業務を実施
- ・困難事例等への対応のため、専門的知見を有するスーパーバイザーを派遣

障がい者相談支援調整事業 業務内容

- (1) 相談支援専門員に対する専門的研修の実施
- (2) 障がい者理解に向けた啓発・広報
- (3) ピアカウンセラーの養成・紹介
- (4) 障がい者支援施設等からの地域移行における連絡調整及び啓発・広報
- (5) スーパーバイザーの派遣
 - ・ 困難事例等への対応のため、区障がい者基幹相談支援センター等からの要請に応じて、専門的知見を有する者を派遣
- (6) 相談支援事業等に関する状況把握及び情報提供

2. 来年度以降の受託法人の公募及び選定状況

- | | | |
|--------------------|----------------|-----------------|
| H29. 11. 28～12. 28 | 公募期間 | |
| H30. 1. 15 ～ 1. 26 | 再公募期間（旭区・阿倍野区） | |
| H30. 1. 30 ・ 2. 6 | 受託事業者選定会議 | |
| H30. 2. 13 | 受託予定法人決定 | 【別紙 受託予定法人一覧参照】 |